

## (仮称) 文京区生物多様性地域戦略の策定について

## 1 都市における生物多様性が注目されつつある背景

都心にある文京区の営みは、身近なみどり、木材やエネルギー、食べ物や水など国内外の生物多様性から生み出される自然の恵みに支えられている。一方で生物多様性は、人間活動や地球温暖化等の気候変動などにより急速に失われつつあり、生物多様性が損なわれると、我々人間の生存にまで影響しうるものである。生物多様性と都市の健全な発展・再生をバランスよく持続し、身近な自然や地球上の自然資源を未来に引き継ぐ必要があることから、生物多様性の問題は、自然と共生する社会の実現に向けた重要な課題として、近年関心が高まっている。

## (1) 生物多様性とは

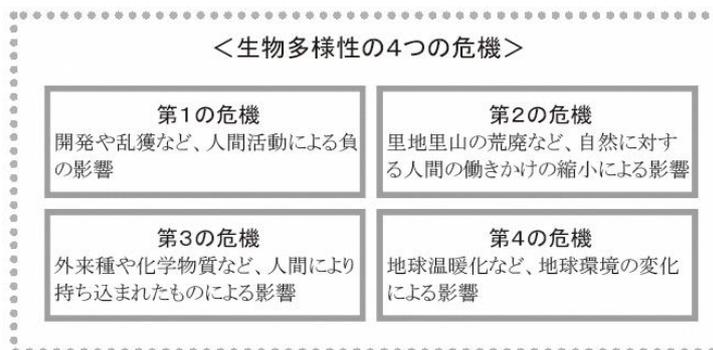
生物多様性基本法では、生物の多様性を、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することと定義している。生物多様性には、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルがあり、これらを保全していくことが重要である。



出典) 生物多様性地域戦略策定の手引き (環境省自然環境局 平成26年3月)

## (2) 生物多様性の危機

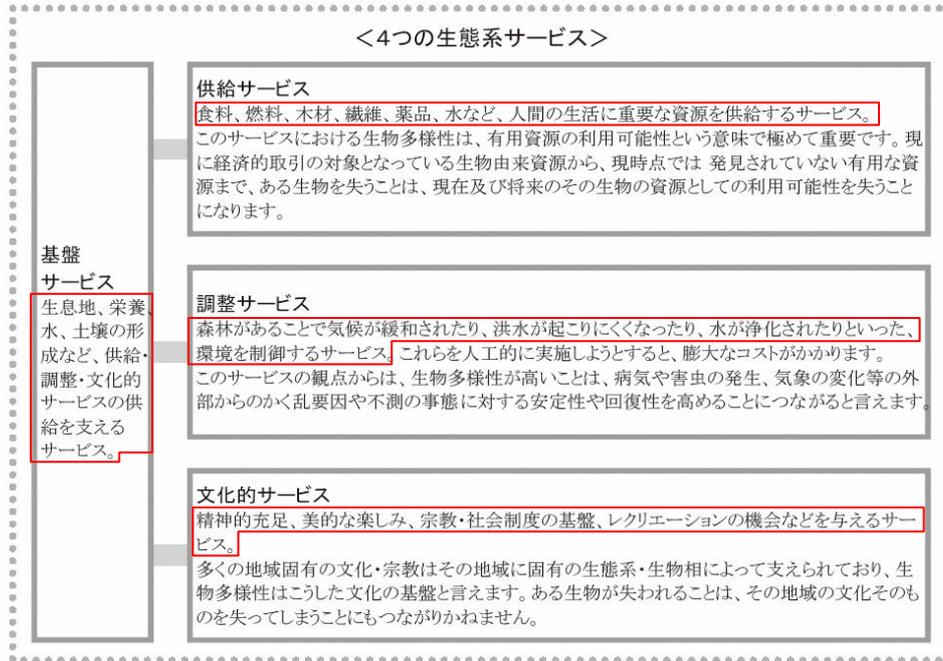
日本の生物多様性は「4つの危機」にさらされている。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕している。この生きものたちの危機は、我々人間の生存にまで影響しうる重大な問題である。



出典) 生物多様性地域戦略策定の手引き (環境省自然環境局 平成26年3月)

### (3) 生物多様性がもたらすサービス

生物多様性がもたらすサービスは、区民の生活に直結している。例えば、私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられており、日々の生活で強い結びつきを持っている。日々の生活では、下図に示す「4つの生態系サービス」を受けており、都市に暮らす文京区民も例外ではない。いずれのサービスも、生物多様性が失われた場合には適切なサービスが受けられなく恐れがあり、人間の生存にまで影響を及ぼす可能性がある。



出典) 生物多様性地域戦略策定の手引き (環境省自然環境局 平成 26 年 3 月)

### (4) 生物多様性と都市

都市に生息する生物については、その生息生育環境の減少や質の低下、汚染やヒートアイランド現象、外来種の侵入などによって、その多様性が損なわれることが危惧されている。また、都市居住者による資源の消費は、都市内や都市の周辺のみならず、資源の調達先となる地域の生態系にまで影響を与える可能性がある。そのため、世界の人口の過半数が生活している都市での居住者の取組が、生物多様性の保全の上で重要である。

## 2 国・都・他自治体等の動向

### (1) 国の生物多様性に関する戦略

生物多様性の問題に対する国際的な動きとして、1992 (平成 4) 年に「生物多様性条約」が採択された。その後、2010 (平成 22) 年の第 10 回締約国会議 (COP10) では、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指した「戦略計画 2011-2020」及び、2020 (平成 32) 年までに生物多様性の損失を止めるため効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標である「愛知目標」が設定された。

このような国際的な情勢を受けて、我が国では 1995 (平成 7) 年に最初の生物多様性国家戦略を決定した。その後、2008 (平成 20) 年に「生物多様性基本法」を制定し、2010 (平成 22) 年に同法に基づき「生物多様性国家戦略 2010」が策定され、生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組を促すことが示された。その後、2012 (平成 24) 年には愛知目標を達成するための国別目標などを盛り込んだ「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定した。

年	国際的な動向	国の動向
1992（平成4）年	・「生物多様性条約」採択	
1993（平成5）年	・「生物多様性条約」発効	・「生物多様性条約」批准
1995（平成7）年		・「生物多様性国家戦略」決定
2008（平成20）年		・「生物多様性基本法」制定
2010（平成22）年	・COP10で「戦略計画2011-2020」と「愛知目標」が採択	・「生物多様性国家戦略2010」策定 ・「生物多様性地域連携促進法」制定
2012（平成24）年		・「生物多様性国家戦略2012-2020」策定

なお、「生物多様性国家戦略2012-2020」では、2020（平成32）年までの重点施策として以下の5つの基本戦略を定めている。

**【生物多様性国家戦略2012-2020 5つの基本戦略】**

- ◇ 生物多様性を社会に浸透させる
- ◇ 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- ◇ 森・里・川・海のつながりを確保する
- ◇ 地球規模の視野を持って行動する
- ◇ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

## （2）東京都の生物多様性に関する戦略

東京都では、生物多様性に関する国際的な危機意識の高まりや、緑施策を取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成24年5月に生物多様性の保全に関する都の現在の施策と方向性を示し、生物多様性地域戦略の性格を併せもつ「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定した。

平成28年には「東京都環境基本計画」を改定し、5つの政策の柱の一つに「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」を掲げ、政策を展開していくこととしている。

「東京都環境基本計画」では「生物多様性の保全・緑の創出」と「生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大」の2つの施策を掲げ、それぞれについて目標と施策の方向性を示している。

### 1 生物多様性の保全・緑の創出

**目標**

- 公園整備や、民有地における緑化の誘導等を推進し、新たな緑を創出する。
- 生物多様性に配慮した緑化を推進し、生きものの生息空間を拡大する。
- 荒廃した多摩の森林の針広混交林化を進め、動植物の生息・生育空間の復活を図る。
- 保全地域において希少種対策を強化する。（2024年度に全地域）
- 野生生物の適正管理を推進し、生態系や生活環境等への影響の軽減を図る。

**主な施策の方向性**

**あらゆる都市空間における緑の創出**

**花と緑による緑化の推進**

▶東京2020大会に向け、民間事業者等の緑化を支援するなど、花と緑による緑化を推進し、環境と調和した都市東京の魅力を向上



**在来種植栽の推進**

▶在来種選定ガイドライン等により生態系に配慮した緑化を推進、区市町村が実施する在来種植栽を支援



**エコロジカル・ネットワークの構築**

**保全地域や既存の緑地等における緑の保全**

**開発許可制度による緑地確保**

▶自然地区を一定規模以上含む敷地での開発では、緑地の確保等の義務付けにより、生物多様性に配慮した開発計画を指導



**多摩の森林の針広混交林化と生物の生息・生育空間の復活**

▶針広混交林化による生物の生息・生育空間の復活が重要

▶間伐・枝打ち等により森林の公益的機能を向上させる。



**希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理**

**保全地域における希少種保全対策の強化**

▶監視カメラの設置等による希少種保全対策を実施

▶保全団体へアドバイザー派遣等の支援を強化



**区市町村と連携した外来種等防除の推進**

▶区市町村等と連携しながら外来種対策や、森林病害虫の防除を実施

▶人的被害を及ぼす外来生物については、緊急的な駆除の体制を整備



### 2 生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大

**目標**

- 保全地域等での自然体験活動参加者数を、2024年度に延べ3万人に、2030年度に延べ5万人にする。
- 自然公園の潜在的な魅力を掘り起こし、豊かな自然環境や歴史・文化の保全を図るとともにその利用を促進する。
- 世界自然遺産である小笠原諸島の自然環境を将来にわたり守り続ける。
- 環境学習や体験学習の機会を提供し、生物多様性の重要性を普及・啓発する。

**主な施策の方向性**

多様な主体の参画による自然環境の保全

**パートナーシップによる緑地保全**

▶企業・大学等と連携した「東京グリーンシップ・アクション」や「東京グリーン・キャンパス・プログラム」は、独自の保全活動として継続



**体験プログラム等を通じた人材掘り起こし**

▶自然を紹介するイベントや初心者でも参加できる体験プログラムなど、学びの機会を提供し、新たなボランティア人材の掘り起こし



**自然環境の保護と適正利用の推進**

**自然公園のあり方の検討**

▶自然環境の保護、利用促進を図るため、自然公園のあるべき姿や戦略的施策展開を盛り込んだ「自然公園ビジョン」を策定



**自然公園利用ルールの普及啓発**

▶利用者が相互に尊重し合いながら快適に利用できる自然公園としていくため、利用ルールの周知を徹底



環境学習や普及啓発の推進

**「花と緑の東京募金」を通じた気運醸成**

▶「緑の東京募金」を、花と緑を「植え、育て、まもり、彩る」取組に幅広く活用できるよう「花と緑の東京募金」に再構築し、花と緑あふれる都市東京の実現に向けて、より一層都民や事業者の参画意欲を高めていく。



「東京都環境基本計画」で掲げる目標と施策の方向性

出典）東京都環境基本計画概要版（平成28年3月）

### (3) 特別区の策定状況

東京都 23 区内では、下表に示す通り 8 区が生物多様性地域戦略を策定済みであり、豊島区、大田区及び足立区は環境基本計画の一部に包含する形で策定されている。

No	自治体名	都道府県	策定（改定）年 月	計画の名称
1	葛飾区	東京都	平成 24 年 11 月	生物多様性かつしか戦略
2	千代田区	東京都	平成 25 年 3 月	ちよだ生物多様性推進プラン
3	目黒区	東京都	平成 26 年 3 月	目黒区生物多様性地域戦略 「ささえあう <sup>いのち</sup> 生命の輪 <sup>わ</sup> 野鳥のすめるまちづくり計画」
4	港区	東京都	平成 26 年 3 月	港区生物多様性地域戦略-生物多様性みなとプラン-
5	豊島区	東京都	平成 26 年 3 月	豊島区環境基本計画 2014-2018 (記載の一部を豊島区生物多様性地域戦略に位置づけ)
6	世田谷区	東京都	平成 29 年 3 月	生きものつながる世田谷プラン ～生きもの元気！ひと も元気！生物多様性地域戦略～
7	大田区	東京都	平成 29 年 3 月	大田区環境基本計画（後期計画） (記載の一部を生物多様性地域戦略に位置づけ)
8	足立区	東京都	平成 29 年 3 月	第三次足立区環境基本計画 (記載の一部を生物多様性地域戦略に位置づけ)

### 3 生物多様性地域戦略を策定する必要性

生物多様性基本法に基づく自治体としての責務のほか、区民の意識や、区の特性を活かした取組の推進が求められている。

- 1) 生物多様性基本法第 13 条により、自治体における地域戦略を定めるよう努めなければならない。
- 2) 平成 27 年度の区民の意識調査より、区に期待する環境施策として「みどりや水辺の保全」が最も支持を集めており、生物多様性の視点も併せた施策の展開が必要である。
- 3) 生物多様性の保全には、区民が生きものと触れ合う機会・場を創出することなどにより、区民の生きものをはじめとした環境分野に関する意識のめばえや関心の高まりを促進することが必要である。
- 4) 区には、公園や神社等にまとまった緑や水辺が存在し、多くの生き物の住処になっていると考えられるため、その実態を把握するとともに生き物の種の多様性の保全やつながりの創出等を推進することが必要である。

そのため、将来像・目標・行動計画等を区民・事業者と共有するとともに、各主体がすべきこと、出来ることを普及啓発しながら、連携して息の長い取組を展開する必要があるが、「文京区地球温暖化対策地域推進計画」や「文京区一般廃棄物処理基本計画」といった個別計画が生物多様性に関しては策定されていないのが現状であり、生物多様性地域戦略の策定が必要である。

求められている事項

求められている事項に対して必要となる取組

- 1) 生物多様性基本法に基づく責務
- 2) 区民の意識
- 3) 区の特性を活かした取組の推進

- ・ 区の将来像・目標の共有
- ・ 生物多様性保全に関する正しい知識の獲得
- ・ 生物多様性保全及び持続可能な利用に関する施策の展開
- ・ 各主体の取り組むべき行動の理解促進と浸透
- ・ 区民、事業者、区等が一体的な取組を展開

これらを実行するために、生物多様性地域戦略の策定が必要

■参考■ 生物多様性基本法に基づく責務

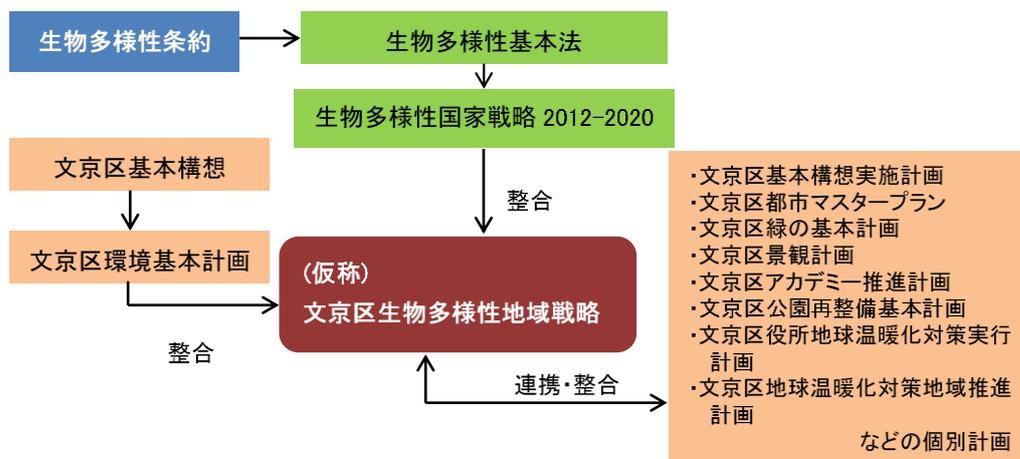
<p>■ 地方公共団体の責務</p> <p>第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>
<p>■ 生物多様性地域戦略の策定等</p> <p>第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 生物多様性地域戦略の対象とする区域</li> <li>二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標</li> <li>三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策</li> <li>四 前三に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</li> </ul>

出典）生物多様性基本法（平成二十年六月六日法律第五十八号）

4 戦略の位置づけと連携の必要性

（仮称）文京区生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法に基づく計画であるとともに、文京区環境基本計画における該当分野の個別計画として位置付けられるものである。

また、生物多様性の保全は、多岐にわたる分野との連携が重要となることから、関連計画との整合を図る必要がある。



（仮称）文京区生物多様性地域戦略の位置づけ（案）

5 策定手順

（仮称）文京区生物多様性地域戦略の策定手順を次頁に示す。

## 「(仮称)文京区生物多様性地域戦略」の策定手順

### 1. 生物多様性の現状把握、課題整理及び策定の方向性等の整理

#### (1) 区の生物多様性に関する現状把握

社会動向	資料調査	・ 国内外、周辺自治体等の最新動向を調査
区内の現状	アンケート調査	・ 区民、事業者の生物多様性に対する意識・認知度などを調査する。
	資料調査	・ 河川水辺の国勢調査（国土交通省） ・ 区内の公園、緑地等における既往調査成果 ・ 生物多様性と区民の暮らしの関わり など
	動植物現地調査	・ 本郷給水所公苑、千石緑地、須藤公園、関口台公園、文京シビックセンター、根津神社、学校法人順天堂、播磨坂さくら並木において動物・植物・生態系の調査を実施。 ・ 調査項目は、植物、昆虫類、鳥類、哺乳類、爬虫類・両生類、魚類・底生生物とする。（特性に合わせて、春・初夏・夏・秋・冬に実施）
区内におけるこれまでの取組	区の関連施策の抽出・整理	・ 各関連計画における生物多様性と関連のある施策を抽出する。 ・ 生物多様性保全と関連が深い主な事業と今後連携が期待できる事業について整理する。
	団体・事業者ヒアリング調査	・ 区内の主な環境活動団体や民間事業者への生物多様性保全に係る活動内容等のヒアリングを実施する。

#### (2) 地域特性の整理および課題の抽出

各種調査結果に基づき、区内の生物多様性とそれを取り巻く現状について整理する。整理した現状に対し、生物多様性に関する取組を推進する上での課題を抽出し、整理する。

#### (3) 地域戦略の方向性等の整理

地域戦略の策定方針、将来像の考え方及び基本目標の考え方について整理する。

### 2. 戦略の基本的な考え方・将来像・目標の検討

- (1) 基本的な考え方
- (2) 位置づけ
- (3) 対象地域・計画期間
- (4) 将来像
- (5) 目標

- ・ 生物多様性基本法および生物多様性国家戦略を基本とし、愛知目標の達成に向けて、区の特性を踏まえた将来像・目標について定める。
- ・ 対象地域は、区内全域とする。

### 3. 施策の検討

- (1) 施策の方向性
- (2) 施策の体系
- (3) 施策と具体的な取組

- ・ 検討した将来像、目標実現のための施策の方向性・体系を定める。
- ・ 施策の方向性及び体系に基づく具体的な施策と内容を定める。

### 4. 行動計画の検討

- (1) 区民の行動
- (2) 事業者の行動
- (3) 区の行動

- ・ 区民の行動は、国が提唱する“MY 行動宣言 5つのアクション”を参考に、「ふれる」「たべる」「えらぶ」「まもる」「つたえる」の5項目のような、場面別に具体的な行動を整理する。
- ・ 事業者の行動は、“生物多様性民間参画ガイドライン”や事業者の先進事例などを参考にしながら、行動の場面別に整理する。

### 5. 推進体制・進行管理の検討

- 推進体制は、分野横断的な施策の展開が可能で、戦略を着実に推進できる体制を検討する。
- 進行管理は、毎年の施策・取組の進行管理に加え、定期的なモニタリングや計画の見直しの方向性等について検討する。

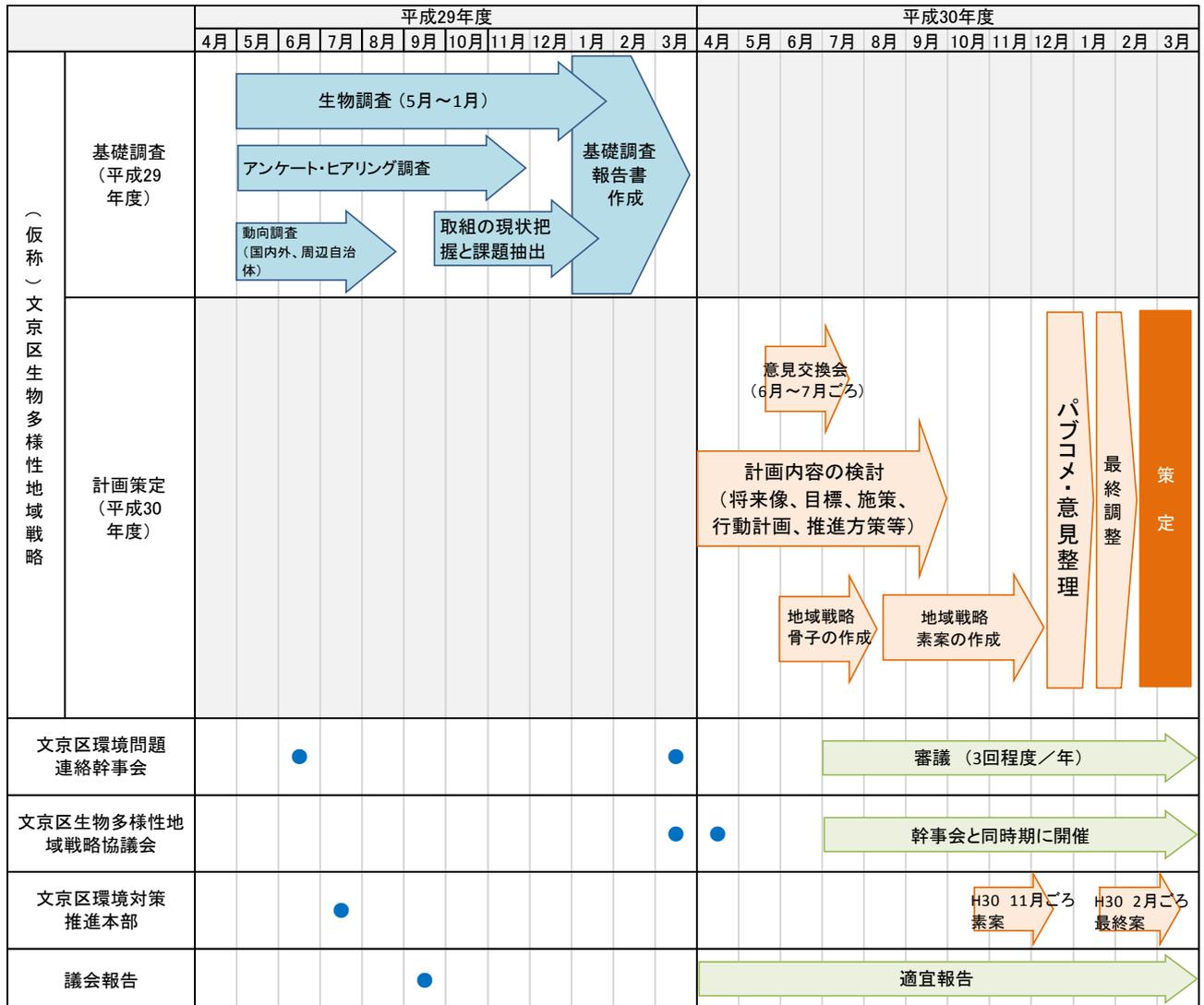
計画書・概要版の作成

平成 29 年度

平成 30 年度

## 6 策定のスケジュール

平成29年度及び平成30年度における策定スケジュールは概ね以下のとおりとなる。



## 7 今後の予定

平成 29 年度に基礎調査報告書を作成し、平成 30 年度の協議会は概ね以下のとおり開催する。

		主な内容
平成 29 年度	H30. 3 月	(仮称) 文京区生物多様性地域戦略策定に係る基礎調査報告書作成
平成 30 年度	第 1 回 協議会 (H30. 4 月 11 日 (水) 開催予定)	動植物現地調査地見学会
	意見交換会 (H30. 6 月～7 月開催 予定)	① 生物多様性地域戦略の目指す将来像について
	第 2 回 協議会 (H30. 7 月～8 月開催 予定)	① 生物多様性地域戦略の目指す将来像について ② 骨子案について
	第 3 回 協議会 (H30. 10 月～11 月開催 予定)	① 素案について ② 概要版作成方針について
	パブリックコメント (H30. 12 月～H31 年 1 月 予定) 区民説明会 (H30. 12 月開催予定)	① 素案に対する意見募集
	第 4 回 協議会 (H31. 1 月開催予定)	① パブリックコメントの結果について ② 計画最終案について ③ 概要版について
	H31. 3 月	(仮称) 文京区生物多様性地域戦略策定 (計画冊子・概要版)

## 8 策定の体制

### (1) 庁内

#### ア 文京区環境対策推進本部

意思決定機関として、報告を受けた協議内容を決定する。

#### イ 文京区環境問題連絡幹事会

戦略策定について協議し、その結果を推進本部に報告する。

### (2) 庁外

#### 文京区生物多様性地域戦略協議会

公募区民、有識者、区内関係団体、区内事業者等により組織し、戦略策定について協議し、その結果を推進本部に報告する。

##### 【委員構成】

学識経験者 2 人以内、公募区民 5 人以内、区内関係団体の推薦による者 6 人以内 (町会連合会、女性団体連絡会、商店街連合会、東京商工会議所文京支部、環境団体 2 団体)、区内事業者の代表 1 人

##### 【幹事】

企画政策部長、区民部長、アカデミー推進部長、都市計画部長、土木部長、資源環境部長、教育推進部長、施設管理部施設管理課長